

徳島県と株式会社ときわとの出会い・恋愛・結婚応援に関する連携協定

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社ときわ（以下「乙」という。）は、徳島県の出会い・恋愛・結婚応援に関する連携協定（以下「本協定」という。）に係る事項について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、密接な相互の連携及び協力によって、徳島県内の若い世代に対する出会いの機会創出や効果的な結婚支援を行うとともに、結婚・子育てに夢や希望を持つことができるよう社会全体で応援する気運を醸成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の実現のために、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）若い世代の出会い創出・結婚支援に関すること。
- （2）結婚・子育ての気運醸成に関すること。
- （3）出会い・結婚・子育てに対する若い世代の意識やニーズの把握に関すること。
- （4）その他協定の目的に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙の合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期 間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面により相手方に終了の申出を行わないときは、本協定は同一内容で更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年8月8日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事



乙 徳島県徳島市下助任町3丁目20番地2
株式会社ときわ
代表取締役社長

